

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（以下「組合議会」という。）の事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(事務職員)

第2条 組合議会に書記長、書記及びその他職員を置く。

2 書記長は、議長の命を受けて次の各号に掲げる組合議会の事務を掌理する。

- (1) 公印の監守に関する事
- (2) 議員の報酬等に関する事
- (3) 議場その他の警備及び取締りに関する事
- (4) 組合議会の情報公開に関する事
- (5) 議長及び副議長の秘書に関する事
- (6) 諸儀式、交際及び接遇に関する事
- (7) 会議に関する事
- (8) 組合議会運営に関する事
- (9) 請願書及び陳情書に関する事
- (10) 各種の調査及び資料の収集・整備に関する事
- (11) 組合議会の広報に関する事
- (12) 組合議会図書室に関する事
- (13) その他組合議会の事務に関する事

3 書記及びその他職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(専決)

第3条 書記長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、事案が重要若しくは異例であると認められるものにあつては、この限りでない。

- (1) 所管業務に係る照会、回答、届出、報告、通知、申請、副申等に関する事

- (2) 既決の事務事業の変更に関する事
- (3) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例（平成27年条例第号）に基づく公文書の公開決定等に関する事
- (4) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第号）に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する事並びに是正の申出、再調査の申出及び情報の提供の申出に対する処理に関する事
- (5) 議案、会議録等の印刷に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事務の執行に関する事

（公印）

第4条 組合議会の公印の名称、書体、寸法は、別表第1のとおりとする。

2 前項に掲げる公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

3 公印の取扱いについては、この規程に定めるもののほか大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公印規則（平成26年規則第2号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第 1

名称	ひな型	書体	寸法
			ミリメートル
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会印	1	てん書	方 30
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長印	2	〃	方 23
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長印	3	〃	方 23

別表第 2

1	2	3
大阪市・八尾市 ・松原市環境 施設組合 議会印	大阪市・八尾市 ・松原市環境 施設組合 議会議長印	大阪市・八尾市 ・松原市環境 施設組合議会 副議長印